

学習塾等の営業再開に向けた感染予防策について

令和2年5月15日

広島県商工労働総務課
広島県商工会議所連合会
広島県商工会連合会
広島県中小企業団体中央会

(対象施設)

学習塾(個人塾を含む)、英会話教室、音楽教室、囲碁・将棋教室、生け花・茶道・書道・絵画教室、そろばん教室

【基本的事項】 レベル1においても引き続き行う感染防止対策

職場毎の特性に合わせた対策については「**広島県新型コロナウイルス感染症に対する安全職場対策シート**」を活用して検討する。

1) 顧客の感染予防

- ◇ 生徒等の施設の利用者に次の協力を要請する。(例：施設内掲示、声掛け等)
 - ・マスクの着用
 - ・咳エチケットや手洗い等の感染予防対策
 - ・授業等の前に体調について自己申告を実施
 - ・体調がすぐれない場合は出席の自粛
- ◇ 入口等に消毒薬を配置して手指消毒できるようにする。あるいは、石鹸等で手洗いできるようにする。
- ◇ 多くの利用者が手を触れる箇所(ドアノブ、手すり、利用器具等)について、定時に消毒を実施する。

2) 3密の回避策

- ◇ 運営に当たって、人と人の距離はできるだけ2m(最低1m)空けるように努める。
- ◇ 換気に努める(2方向の窓を数分間程度、毎時2回全開にする。2方向の窓がない施設においては、入口のドアの開放で対応)。出来る限り全てのドアを開放しておく。

3) 従業員の感染予防

- ◇ マスクを着用し、出勤前に健康チェックを行う。
- ◇ 発熱、咳、倦怠感等の症状がある従業員は出勤しない。
- ◇ 出勤時、外出帰着時、食事の前には必ず石鹸で手を洗う。
- ◇ 外出帰着時はうがいをを行う。

4) 広報

- ◇ ホームページ等を活用し、自社が行っている新型コロナウイルス感染防止対策や入校上の留意事項や利用者への協力内容を発信する。

5) その他

- ◇ オンライン授業の積極的な導入(今後に向けての取り組み)。
- ◇ 対策責任者・担当者を決め、本対策を遂行する。

レベル 2 以上の段階で行う感染防止策

1) 3密の回避策

- ◇ 生徒間の距離は十分な距離（できるだけ2メートルを目安に（最低1m））が確保できるよう、四方の席を開けた席配置を行うなど、施設内を少人数で運営し密集を防ぐ。
- ◇ 音楽教室については飛沫感染のリスクを考慮した運営に努める。
 - ・ コーラス等のグループでの歌唱や大声の発声のレッスンは行わない。
 - ・ 吹奏楽器については個人レッスンのみとする。 など